## 和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針 新旧対照表

和歌山市有料老人亦一厶設直連呂指導指針 新旧对照表	
改正案	現行
和歌山市有料老人亦一厶設置運営指導指針	和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針
目次	目次
第1章 趣旨	第1章 趣旨
第2章 用語の定義	第2章 用語の定義
第3章 基本的事項	第3章 基本的事項
第4章 設置者	第4章 設置者
第5章 立地条件	第5章 立地条件
第6章 規模及び構造設備	第6章 規模及び構造設備
第7章 規模及び構造設備に関する特例	第7章 規模及び構造設備に関する特例
第8章 職員の配置、研修及び衛生管理等	第8章 職員の配置、研修及び衛生管理等
第9章 有料老人ホーム事業の運営	第9章 有料老人ホーム事業の運営
第10章 サービス等	第10章 サービス等
第11章 事業収支計画	第11章 事業収支計画
第12章 利用料等	第12章 利用料等
第13章 契約内容等	第13章 契約内容等
第14章 情報開示	第14章 情報開示
第15条 電磁的記録等	第15章 その他
第16章 その他	
第1章~第7章 (略)	第1章~第7章 (略)
第8章	第8章
1 (略)	1 (略)
2	2
(1)職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、	職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、
生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスの	生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスの
あり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。	あり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。
また、関係団体が開催する研修会に職員を積極的に参加させること。	また、関係団体が開催する研修会に職員を積極的に参加させること。

(2) 介護に直接携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保

険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

 $3 \sim 4$  (略)

5 職場におけるハラスメントの防止

適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。

また、入居者やその家族等から著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止の ために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を 講じることが望ましい。

第9章

 $1 \sim 4$  (略)

5 個人情報の取り扱い

2の名簿、3の帳簿及び4の関係書類における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための<u>ガイダンス</u>(平成29年4月14日・厚生労働省)」を遵守すること。

- 6 業務継続計画の策定等
- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたって は、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドラ イン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を 参照されたい。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期 的に実施すること。なお、訓練については机上を含めその実施手法は問わないものの、 机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切であ る。

 $3 \sim 4$  (略)

第9章

 $1 \sim 4$  (略)

5 個人情報の取り扱い

2の名簿、3の帳簿及び4の関係書類における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日・厚生労働省)」を遵守すること。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 7 非常災害対策
- (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制 を整備し、それらを定期的に職員に通知するとともに、定期的に避難、救出その他必 要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対 処するための計画をいう。
- (2)(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- 8 衛生管理等
- (1) 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。
  - ア 感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会(テレビ電話装置 その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うこと ができるものとする。)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果 について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識 を有するものを含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
  - イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - ウ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については机上を含めその実施手法は問わないものの、机上および実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- (2) 入居者が使用する食堂等の什器、備品その他の設備又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具 の管理を適正に行うこと。
- 9 緊急時の対応

事故・災害及び急病・負傷等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるように、対応方法 等に関するマニュアル等を備えるとともに、職員の業務分担を明確にし、これらの周知 を徹底すること。

10 医療機関等との連携

 $(1) \sim (2)$  (略

(9 施設の衛生管理(1)から移動)

## 6 緊急時の対応

- (1) 事故・災害及び急病・負傷・集団感染等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるように、対応方法等に関するマニュアル等を備えるとともに、職員の業務分担を明確にし、これらの周知を徹底すること。
- (2)火災や地震等の災害に備え、消防計画等に基づき所轄の消防署と連携を図りながら、 避難等必要な訓練を定期的に行うこと。
- 7 医療機関等との連携
- $(1) \sim (2)$  (略)

- (3)協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しておくこと。
- $(4) \sim (6)$  (略)
- 11 介護保険サービス事業所との関係
- $(1) \sim (3)$  (略)
- (9 施設の衛生管理(1)は、8 衛生管理等の(2)に移動)

- 12 苦情解決の方法
- $(1) \sim (4)$  (略)
- 13 事故発生の防止の対応
- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) 及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (5)(4)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 14 事故発生時の対応
- $(1) \sim (2)$  (略)
- (3) <u>設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に</u>賠償すべき事故が発生した場合は、 入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとすること。
- 15 行政への報告
- $(1) \sim (4) \qquad (\mathfrak{P})$
- 16 運営懇談会の設置等

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。

- (3)協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療 機関の診療科目等について入居者に周知しておくこと。
- $(4) \sim (6)$  (略)
- 8 介護保険サービス事業所との関係
- $(1) \sim (3)$  (略)
- 9 施設の衛生管理
- (1) 入居者が使用する食堂等の什器、備品その他の設備又は飲用に供する水について、 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具 の管理を適正に行うこと。
- (2) 感染症が発生し、又はまん延しないように、保健所の指導のもとに必要な措置を講じること。
- 10 苦情解決の方法
- $(1) \sim (4)$  (略)
- 11 事故発生の防止の対応
- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 12 事故発生時の対応
- $(1) \sim (2)$  (略)
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとすること。
- <u>13</u> 行政への報告
- $(1) \sim (4)$  (略)
- 14 運営懇談会の設置等

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。

- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明する<u>こと。また、</u>入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。
- $(5) \sim (6)$  (略)

第10章 サービス等

1

- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 安否確認又は状況把握

入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であって も、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス の提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上安否確認等を実施 すること。

<u>安否確認等の実施にあたっては</u>、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営 懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

 $(6) \sim (10)$  (略)

 $2 \sim 3$  (略)

1

- (1) 略
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (4) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (5)(2)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (6) その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。
- 7 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。
- $(5) \sim (6)$  (略)

第10章 サービス等

1

- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 安否確認又は状況把握

<u>入居者の安否確認又は状況把握については、</u>安全・安心の確保の観点のみならず、 プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等につい ては、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、で きる限りそれを尊重したものとすること。

 $(6) \sim (10)$  (略)

 $2 \sim 3$  (略)

4

(1) 略

- (2) 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢 者虐待の防止等のための措置を講ずること。
- 7 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を<u>三月に一回以上</u>開催すると ともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

 $(2) \sim (3)$  (略)

第10章 (略)

第11章 (略)

第12章 利用料等

- 1 (略)
- 2 前払金
- (1) (略)
- (2) 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。

 $(3) \sim (8)$  (略)

3 (略)

第13章 契約内容等

- 1 (略)
- 2 契約内容
- $(1) \sim (6)$  (略)
- (7) 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法 の規定に従うこと。

 $3\sim 6$  (略)

第14章 情報開示

 $(2) \sim (3)$  (略)

第10章 (略)

第11章 (略)

第12章 利用料等

- 1 (略)
- 2 前払金
- (1) (略)
- (2) 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」(平成18年厚生労働省告示第266号)に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、平成30年4月1日から3年間は保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。

 $(3) \sim (8)$  (略)

- (9) 着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者 を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務につい て銀行保証等が付されていること。
- 3 (略)

第13章 契約内容等

- 1 (略)
- 2 契約内容
- $(1) \sim (6)$  略

 $3\sim 6$  (略)

第14章 情報開示

- 2 有料老人ホーム<u>の経営状況</u>に関する情報 次の事項に留意すること。
- (1) 貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表又はそれらの要旨についても、入居者及び 入居希望者等の求めに応じて閲覧に供すること。

(2) (略)

 $3 \sim 5$  (略)

## 第15章 電磁的記録等

- 1 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(15の(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方(入居者等)の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

第16章 その他

 $1 \sim 3$  (略)

2 <u>前払金を受領する</u>有料老人ホームに関する情報 前払金を受領する有料老人ホームにあっては、次の事項に留意すること。

(1) <u>前払金が将来の家賃、サービス費用に充てられるものであることから、</u>貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者等の求めに応じて閲覧に供すること。

(2) (略)

 $3 \sim 5$  (略)

第15章 その他 1~3 (略)